

市民ホール基本構想（案） 〈概要版〉

平成22年11月 / 市民ホール建設準備会

市民ホール基本構想（案）の全文は、市役所文化交流課（5階）、行政情報センター（4階）、タウンセンター（マロニエ、いずみ、こゆるぎ）、各支所、連絡所でご覧になれます。

小田原市ホームページからも全文をダウンロードできます。

[トップページ](#)>[市政への参加・市民意見募集\(左メニュー\)](#)>[市民意見募集\(パブリックコメント等\)](#)

I. 策定趣旨

〔※基本構想（案）全文ではP1～P2〕

○ 小田原市民会館の現状

- ・ 小田原周辺の芸術文化を支え、多くの市民に親しまれてきた小田原市民会館は、開館から約50年が経過し、文化施設としての華やかな雰囲気が失われた。
- ・ 練習や稽古をするための空間や楽屋など舞台裏の諸室の不足、舞台への搬入などの制約、舞台機構や照明、音響機器等の老朽化、展示に必要な空間や照明等の不備、トイレの数が少ないことやバリアフリー対策が不十分なことなど、機能面においても現在の芸術環境に対応しきれていない。
- ・ 建物の耐震改修を行なっても、市民文化活動やアーティストの招へいを支える機能の向上は望めず、市民の芸術文化活動に多くの制約を強いている状況は改善されない。
- ・ 芸術文化財団のように継続的に文化事業を行う運営組織が設置されなかったことから、芸術鑑賞の機会や公演の機会を著しく減少させてしまったという運営面での問題がある。

○ 市民ホール整備の必要性

- ・ 豊かな自然と歴史など文化的な土壌に支えられた小田原には、大きな発展の可能性があることは、多くの人に認識されている。未来に開かれた都市として飛躍させていくためには、芸術文化の創造性をもととする人々の熱意や英知を集め、歴史的・文化的なポテンシャルや資源に新たな切り口を見つけ、その可能性を拓いていくことが必要であり、その力をまちづくりへと広げていくことが必須である。
- ・ 市民ホール整備の必要性は、文化的な側面ばかりでなく、社会文化機関として芸術文化を通してコミュニティを再生させることにあり、また、まちづくりやにぎわいの創出など経済的な発展に寄与することにある。
- ・ 厳しい経済状況ではあるが、市民ホール整備を「未来への投資」と位置づけ、小田原を文化創造都市としての魅力を発揮させていくことが必要である。また、市民ホール整備へ多大な投資を行うからには、その投資に見合う成果として、文化創造都市として市民から評価される施設になること、芸術文化の力によって、子どもたちや青少年が目輝かせるような未来を創り出すことが今、求められている。

II. 基本理念

〔※基本構想（案）全文ではP3～P7〕

**多様で豊かな市民の芸術文化創造活動からわきあがる クリエイティブな力と熱意が
市民ホールから まちへとあふれ 未来に開かれた文化都市を創造する。**

○ 小田原の文化的な潜在力

- ・ 人々の熱意がまちを変え、まちをつくる。芸術文化活動を通して得る感動や達成感は大きく人づくりやまちづくりには大切な要素である。
- ・ 文化や歴史に誇りを持つ小田原に新たな息吹を吹き込み、にぎわいを呼び戻すには、芸術文化の創造力や、芸術文化に寄せる人々の熱意や英知を推進力として、ひとづくりやまちづくりにつなげていくことが必要である。
- ・ 市民ホールを整備することで、まちの魅力やにぎわいを呼び戻し、歴史都市にふさわしい新たな都市文化を創出する。

○ 市民ホールが目指すもの

- ・ 市民ホールを造るだけでは、新しい人の流れはできない。文化のもたらす豊かさを市民が享受できるソフト事業にしっかりと取り組むことが市民ホールの基本的な使命である。地域に密着した市民ホールを目指し、様々な事業が実施されることで、はじめて人の流れが生まれる。この流れをまちのにぎわいに結びつけることが大切である。
- ・ 文化先進都市の振興施策では、鑑賞事業に加えて、教育普及を目指した事業や市民が参加する事業を積極的に実施している。また、地域に開かれた劇場として、市民が高い水準の作品を低廉な料金で楽しむ機会を多く提供することも必要である。
- ・ 公立文化施設だからこそ、採算性ばかりを追求するのではなく、採算性は低くても文化政策として将来を見据えた事業を行うことが求められている。
- ・ 市民ホールでは、「そだてる（育成普及）」「感動する（鑑賞事業）」「つくりあげる（創造参加）」「つどい交流する（施設運営）」を文化政策に基づいた重要な事業として実施していくことを使命とするとともに、その実現のため新たな運営組織を併せて整備していくこととする。
- ・ これにより、多様な市民活動が市民ホールからまちへとあふれ、魅力やにぎわいを呼び戻すとともに、希望や活力に満ちた新しいまちを創造することを整備事業の大きな目的とする。また、その結果として中心市街地の活性化に寄与する施設となることを目指すものである。

○ 市民ホールの使命（ミッション）

基本理念を実現するための市民ホールの使命として、「そだてる（育成普及）」「感動する（鑑賞事業）」「つくりあげる（創造参加）」「つどい交流する（施設運営）」の4つを掲げる。

（1）そだてる・・・育成普及

- ・ 文化を中心に支えてきた人たちの高齢化が進んでおり、次代の担い手に引継ぐ体制づくりが急務な

状況にある。

- ・ 未来を担う子どもたちや青少年が、質の高い芸術・文化にふれながら、社会的・文化的活動への興味とやる気を伸ばし、それぞれの個性や創造性の芽を育み、生涯を通じてそれを発展させていくことが小田原の文化的な土壌を豊かにしていく。
- ・ これまで文化施設に興味や関心の薄かった人たちや多くの市民に、芸術文化の面白さや楽しさ、文化の豊かさを伝えるとともに、市民ホールに主体的に関わり続けられる環境づくりを進め、市民文化の裾野を拡げる事業を行う。

(2) 感動する・・・鑑賞事業

- ・ より多くの市民が魅力を感じ、足を運ぶような自主文化事業を積極的に展開していくことで、市民の文化的な感性の涵養に寄与することが鑑賞事業の基本である。さらには、市民の創造性を刺激し、新たな活動が始まるような本物の感動を提供していくことが大切である。
- ・ 子どもたちや青少年、これまで芸術文化活動にかかわりの少なかった人たちなど、多くの市民に文化の豊かさを伝え、互いに守り育てていく土壌を培い、文化の裾野を拡げることも必要である。

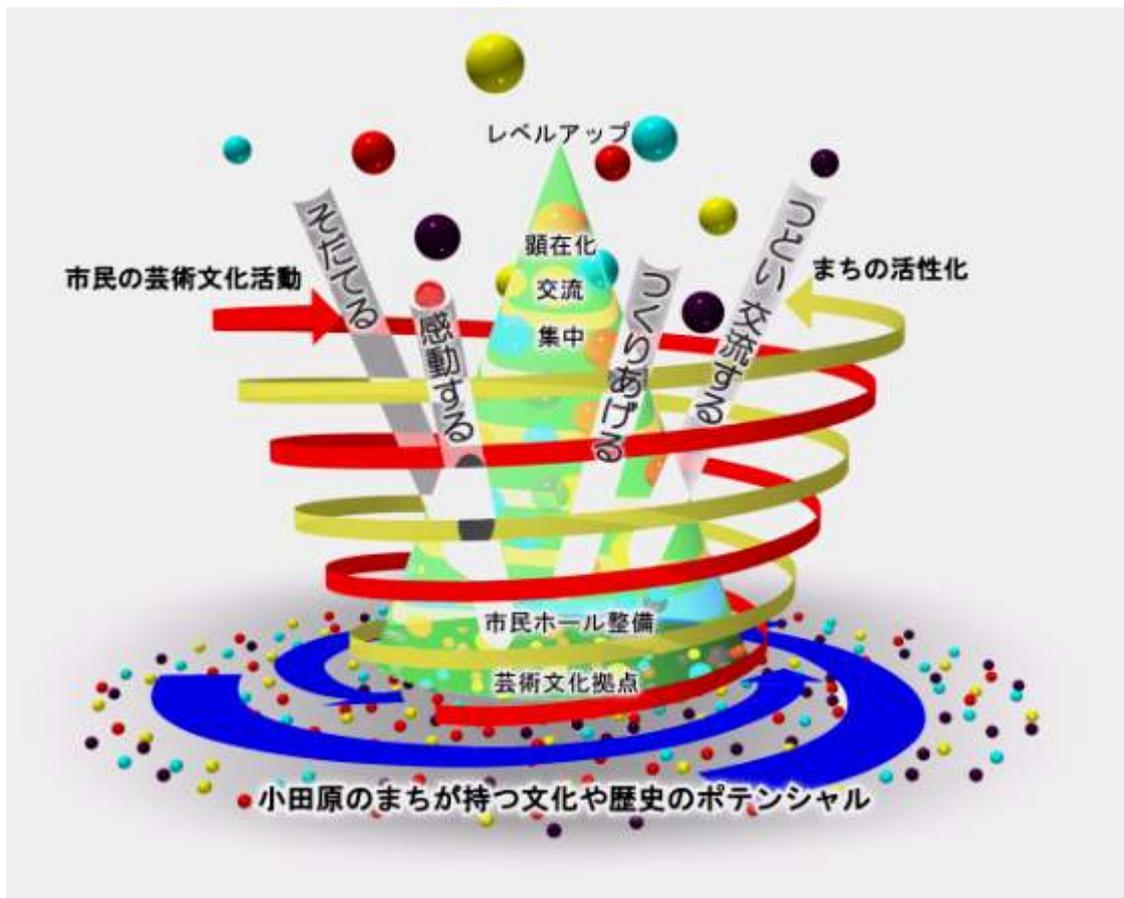
(3) つくりあげる・・・創造参加

- ・ 小田原の文化を創造し発展させていく主体は市民一人ひとりであり、こうした芸術文化活動を通じて、足腰の強い小田原の文化を切り拓いていく必要がある。
- ・ 創りあげるよろこびが、すべての創造の原動力となる。多くの市民が文化創造活動を通して出会い、個性や創造性を発揮できるよう創造参加型の事業を展開する。

(4) つどい交流する・・・施設運営

- ・ 新たに市民ホールを整備し施設を貸出することは、文化政策として芸術文化活動を支援することであり、発表の場、創造の場を提供し、多様な活動を促進することである。
- ・ 単なる施設貸出にとどまらない利用者との関係づくり、ネットワークづくりに積極的に取り組み、地域文化を活性化する可能性を拡げる。
- ・ 市民ホールを市民が積極的に使って、新たに表現し創造していくよろこびを分かち合い、人と人の心がつながり、共感し交流し合う場とするために、施設貸出を戦略的なマネジメント事業として捉えた運営を行う。

○ コンセプトイメージ



小田原には、歴史や文化、芸術活動など多くの文化的な資産がある。また、子どもから青少年、大人まで、これから文化芸術を楽しみ、活動を行うだろう多くの人々の潜在的な力がある。

これまで施設の制約の問題があり、これらのポテンシャルが十分に発揮できていない状況があったが、市民の文化的な潜在力が十分に発揮できる芸術文化拠点として市民ホールが整備され、様々な芸術文化振興施策が推進されることをきっかけとして、小田原のまちが持つ高いポテンシャルが拓かれる。

市民ホールを整備し、その大きな投資を最大限に有効に活かすためには、市民ホールで何を実現していくかを明確にしていく必要があるが、その基本となる方向性を定めたものが、この基本構想である。

市民ホールの基本理念を実現していくためには、長期的な視野に立った文化政策として、市民ホールの使命（「そだてる<育成普及>」「感動する<鑑賞事業>」「つくりあげる<創造参加>」「つどい交流する<施設運営>」）を様々な文化事業に変換し、継続的に実施していくことが不可欠である。

これにより、多くの市民の多様で豊かな芸術文化創造活動から、クリエイティブな力や熱意がわきあがり、小田原のまちが持つ文化や歴史的資産を幅広く巻き込みながら広がっていくことで、文化的なレベルアップが図られるとともに、小田原のまちが大きく活性化していく。

Ⅲ. 事業の基本方針

〔※基本構想（案）全文では P8～P14〕

○ 自主文化事業とは

- ・ 基本理念を実現するためには、事業として具体化し、事業を通じて表現していくことが必要である。多様な事業を実施するとともに、活発に行われている市民活動を取り入れながら、独自の企画で発展させることが必要である。
- ・ 基本理念を実現するための市民ホールの使命として、「そだてる〈育成普及〉」「感動する〈鑑賞事業〉」「つくりあげる〈創造参加〉」「つどい交流する〈施設運営〉」を掲げたが、この基本理念を市民ホールの自主文化事業に反映させ、より確実に実施していくために留意する項目を具体的なイメージとして表現したものが、以下の「7つの基本方針」である。

○ 7つの基本方針

（1）そだてる・・・育成普及 ～ 地域文化の足腰を強くする ～

- ・ 文化活動を行っている人たちの高齢化が進んでいる状況があり、次代の新たな担い手に引継ぐ体制づくりが求められている。
- ・ 子どもたちや青少年が、さまざまな芸術・文化にふれながら、それぞれの個性や文化の芽を育み、生涯を通じてそれを伸ばすこと、今まで芸術文化にかかわる機会の少なかった人にも、芸術文化を支え、また創り出す機会を提供することにより、小田原の文化的な土壌を豊かにしていく。
- ・ 育成系の事業は、採算性重視の価値観では計り知れない重要なものであり、地域文化の基盤を固める基礎的な作業として、未来への投資と位置づけ、長期的な視野に立った事業の継続が必要である。

〈事業事例〉

子どもたちが本物を鑑賞できる事業、子どもへの音楽・演技・美術などの体験・指導、未就学児対象の催し、小中学生劇場体験、ワークショップ、学校や病院などへのアウトリーチ、アート体験プログラム、ジュニア・オーケストラ、ジュニアコーラス、伝統芸能体験、演奏家や演出家によるセミナー、シンポジウム、一流講師によるセミナーやレクチャー、アートマネジメント講座、舞台技術講座、プレトーク・ポストトーク、ギャラリートーク、キュレーターによる解説、芸術鑑賞などのスクールプログラム、バックステージツアー

（2）たのしむ・・・質の高い催し ～ 創造性を刺激する ～

- ・ 市民ホール整備に対する市民の大きな願いのひとつは、良い催しを見たい・多様なものを見たい・鑑賞したい・聴きたいなど、文化芸術にもっと触れたいということであり、より多くの市民に文化のもたらす豊かさを提供していくことが市民ホール整備の大きな目標である。
- ・ 質が高い多様な催しを通じて、より多くの市民に本物の感動を提供する。また、将来を見据えて、市民の創造力を刺激し喚起するような、新たな市民文化活動の活性化につながるような自主文化事業を実施していく。

〈事業事例〉

質の高い招へい事業、美術作品などの鑑賞機会の提供、プロデューサーやアドバイザーによる監修・制作の公演、小田原ゆかりのアーティストによる催し、他都市の公立文化施設などで制作される良質な催しの招へい

(3) つくる・・・市民参加 ～ 創造の輪を広げる ～

- ・ 市民ホールは市民のものとして使われ育てられていくこと、市民文化活動のホームグラウンドとして愛されなじまれることが必要である。今まで劇場・ホールに足を運んだことのない人も、芸術文化創造の担い手として直接関わるチャンスがどこかにある。
- ・ 市民が参加して催しを一緒に創り上げていくことで、創造的なコミュニティの輪を広げることが重要である。特に、青少年の積極性、新しいものへの挑戦が、人々の輪や結び付きを生み、それが地域の文化活動や文化意識を高めていくことになる。世代やジャンルを超えて、多くの市民が新しい催し物を創り出したり、参加したりすることのできる事業が必要である。
- ・ 芸術文化への新たな市民参画の方法として、文化の中間支援などの分野でも市民と協働し、一緒になって市民ホールを動かしていくことが求められている。
- ・ 市民の活力と知恵を結集できる場の整備とともに、人材育成、市民参加の仕組み、地域がサポートできる体制、関係機関との協働的な運営体制づくりなどが必要となる。

〈事業事例〉

市民ミュージカル、市民オペラ、市民のための音楽フェスティバル、老若男女の参加者と観衆が楽しめる企画、バックステージツアー、ホールサポーター、事業サポーター、チラシ・会報作成支援、会場デコレーション、記録写真・ビデオの撮影、ギャラリーサポーター、市民による作品解説、レセプションの養成、市民企画事業、アートマネジメント講座、舞台技術講座、市民企画公募制度、企画立案養成講座、友の会づくり、優良事業補助制度、アンケート・意見箱の設置、運営情報の公開、市民運営委員会など

(4) つたえる・・・地域特性の発信 ～ 小田原の魅力をつたえる ～

- ・ 市民ホールは小田原のまちが持つ文化や歴史のポテンシャルを最大化させていく役割を担っている。小田原の自然、歴史や文化資源をモチーフとして活用し、芸術的な表現手段を通し、様々な文化活動の基調として育み、地域文化を情報発信していくことが重要である。
- ・ 舞台芸術だけでなく、美術工芸や伝統工芸、食文化など、様々な事業を通じて地域の文化資源や魅力を見直すきっかけをつくり、新しい小田原独自の文化を創造するなど、次世代に地域文化を継承し、さらに発展させていくことが必要である。

〈事業事例〉

北原白秋など地元ゆかりの人物を題材とした事業、体験ワークショップ、町の歴史聞き取りワークショップ、地域の物語やお話し作りのワークショップ、小田原ゆかりのアーティストによる催し、伝統芸能の公演や継承活動、ホームページや情報誌の発行、公演の記録保存・アーカイブづくり、オリジナルCDの制作、ホールグッズ、レストランカフェでの食文化発信など

(5) 出会う・・・交流促進 ～ 共感のよろこび ～

- ・ 芸術文化には共感をもととする親和力（互いに親しみ、心を合わせる働き）があり、人と人の心をつなぐ力を持っている。また、市民参加、市民・地域間の交流や国際交流などの事業を通じ、ともに創り上げていく中で、日常では出会わない人と人が出会い、世代・ジャンル・地域を超えた交流、異分野の交流などを促すという力もある。
- ・ 運営者が主催者の希望に合ったアーティストを紹介し、コーディネートする事業を行うことで、新たな催しのきっかけづくりを行うこともできる。

〈事業事例〉

オペラやミュージカルなど総合芸術事業、異なる分野で活動する文化団体のコラボレーション、多くの市民や複数の団体の参加を募る催し、アーティスト登録紹介制度、多分野でのワークショップ、芸術家との人的なネットワークづくり、フェスティバルの開催、他館との共同制作による新しい創造活動、広域圏の文化施設との連携、芸術大学などとの連携

(6) にぎわう・・・にぎわい創出 ～ 催し物がなくても立寄れる ～

- ・ 市民ホール建設地はお堀周辺の豊かな景観に恵まれ、小田原城の正規登城ルート正面に位置することから、日常的なにぎわいを創り出すことやまちなかを回遊する人の流れを創り出すことが求められる。
- ・ 一般に劇場・ホールは、催し物がない日には静まりかえってしまうことが多い。市民が気軽に立寄り、語らい、居心地よく過ごせる機能と雰囲気、オープンロビーやカフェ等の場や、ふらっと来ても展示、ロビーコンサートや文化情報等の提供などを楽しめるような機能を整備することが必要である。

〈事業事例〉

展示系事業、オープンロビーでのコンサートや展示、ランチタイムコンサート、前庭や路上コンサートやパフォーマンス、フリーマーケット、周辺飲食店などとの連携、観光情報や芸術文化情報の提供、お堀周辺での催しとの連携

(7) ひろげる・・・利用促進 ～稼働率の高い施設～

- ・ 純粋な主催事業や制作公演の本数には限りがあるため、貸館事業として事業の基本方針と重なる内容を持った外部の催しや企画などを積極的に誘致し、市民により多くの鑑賞の機会を提供できるような運営を行う。
- ・ 貸館事業においても、単に借り手を待つのではなく、市民ホールの使命（ミッション）を実現できる外部の事業を、プロ・アマチュアを問わず積極的に誘致することで、使命を確実に実現し効果を高めていくことが必要である。
- ・ 発表の場として市民等へ施設を貸出すことは、文化政策として芸術文化活動を支援することと位置づけている。質の高いサービスを提供することにより、施設が十分に活動され、リピーターが増え、施設が使い尽くされるような地域に根付いた施設運営に努めることが必要である。

〈事業事例〉

提携・共催事業を含めたラインナップづくり、事業誘致、施設の積極的な貸出事業、ホールセールス、フェスティバル開催、質の高い施設管理、利用相談、コンシェルジュ機能、インターネット施設予約

○ 市民ホールの使命

そだてる 育成普及	感動する 鑑賞事業	つくりあげる 創造参加	つどい交流する 施設運営
--------------	--------------	----------------	-----------------

○ 7つの事業の基本方針

そだてる 育成普及	たのしむ 質の高い催し	つくる 市民参加	つたえる 地域特性の発信	出会う 交流促進	にぎわう にぎわい創出	ひろげる 利用促進
地域文化の足腰を強くする	創造性を刺激する	創造の輪を拡げる	小田原の魅力をつたえる	共感のよここび	催し物がなくても立寄れる	稼働率の高い施設

IV. 必要とする機能の考え方

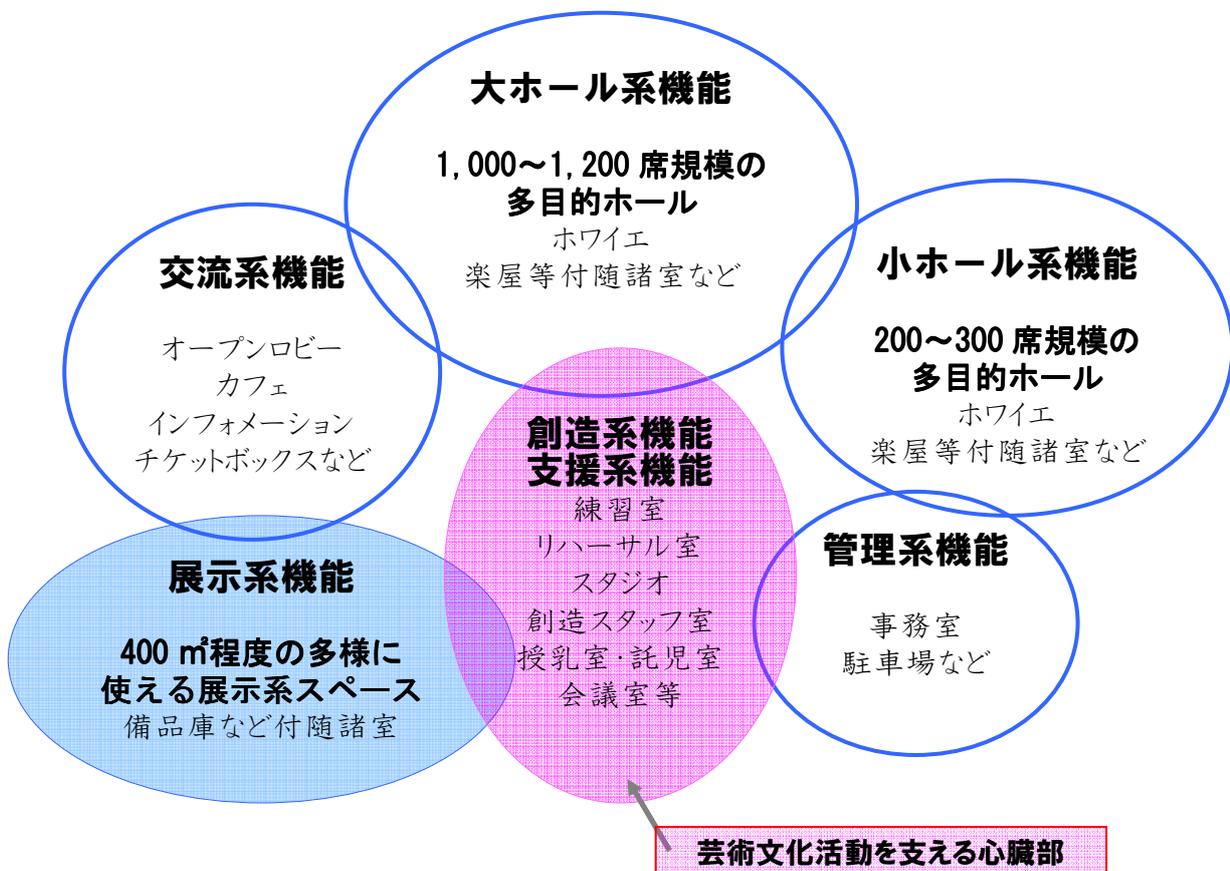
〔※基本構想（案）全文では P15～P17〕

○ 施設内容の検討にあたって

- ・ 市民ホールは、多くの市民が多様に使えることを基本として考えており、特定の演目に特化した専用ホールを整備するものではない。
- ・ 上演する演目によって理想とされる施設の環境や機能は異なるものであるが、1つのホールで多様な演目に対応する多目的ホールの場合は、そこに何らかの制約というものが出てきてしまうものである。こうした制約があることを前提として納得した上で、施設内容についての議論を進めることが必要である。
- ・ 既存の文化関連施設が果たしている役割や機能などを見直し、その施設の特性にふさわしい改装・改修を施すことによって機能を積み上げ、文化関連施設全体を運用し、情報交換を行っていくことができれば、全体として市民の満足度が高いサービスが提供できるとともに、施設内容を決定していく際にも有効である。

○ コスト意識を持った整備

- ・ 公立文化施設、劇場・ホールの耐用年数は50年から60年程度であり、施設の利用形態や機能等も50年後に同じように通用するとは限らない。整備に当たっては使用年数を50年程度と想定し、安全性確保を基本としながら、コストミナムの考え方を取り入れ、ランニングコストを含めたコスト低減を検討することが必要である。



V. 施設内容について

〔※基本構想（案）全文では P18～P23〕

○ 施設規模や機能の決定方法

- ・ 市民ホールで行うソフト事業について、将来にわたり市民の文化活動や観客が育っていくこと、新しい時代の作品を創造していくことなど、先読みした検討を行い、上演演目、展示内容、年間スケジュールにおいてどのような催しをどのくらいの割合で実施するのかを想定することが必要である。これにより、何が一番必要なのか・何を優先するのか、どのような性格のホールにするかを決めていくことの結果として、どの程度の要求をハード整備に求めるのかを決断することができる。

（１）大ホール系機能

- 市民の多様な文化活動に十分対応し、プロフェッショナルな演出要求にも応えられる
1,000席～1,200席規模の多目的ホール

○ 仕様

- ・ 市民の芸術活動をはじめプロフェッショナルな団体の上演に応えられる専門性を有する空間と機能をもつホールとする。
- ・ プロセニウムステージを基本とし、可動音響反射板とオーケストラピットを設けることで演劇、ミュージカルから生音によるクラシック音楽まで可能な音響性能と舞台性能を持つ。
- ・ 舞台機構、舞台照明、舞台音響などの設備は必要な性能は確保しながらもシンプルなものとし、維持運営のコストの低減を図る。
- ・ 客席規模は多層構成とし、1階席のみで600-700席とし、中規模ホールとしての利用も可能とする。
- ・ 客席配置は、観客側から見やすく・聴きやすいこと、舞台側から客席を見た時に一体感が感じられるものが望ましい。
- ・ 障害のある方も舞台に上がることができたり、満足な鑑賞ができるバリアフリーの考え方が必要である。
- ・ バックヤード機能は側舞台、倉庫、楽屋まわり、荷さばき空間を持った搬出入口とそこへの適切なルート、必要十分な裏まわり諸室などを確保し、使いやすい施設とする。
- ・ ロビー、ホワイエまわりには十分な空間を確保し、上演時以外でも活用できるよう工夫する。
- ・ 将来の改修で性能の向上が図れるように舞台をはじめ空間の確保に留意した計画とする。

【必要な機能例】

1,000席～1,200席規模で音楽系と演劇系が機能的に高度に両立できる多目的ホール
ホワイエおよびこれに付属する楽屋、主催者控え室、リハーサル室等の諸室、母子鑑賞室、車椅子席、備品庫等

（２）小ホール系機能

- 200席～300席規模の多様な催しに対応した多目的ホール

○ 仕 様

- ・ 舞台機構等の設備は規模と使用目的に適合した仕様とし、メンテナンスやオペレーションにかかるコストにも配慮した、できるだけシンプルで使いやすい仕様とする。
- ・ 楽屋、倉庫など舞台周辺のバックヤード機能と空間を十分確保すること。

○ 今後の検討にゆだねる課題・・・客席仕様

- ・ 客席仕様については、現時点では段床式（固定床）を望む意見が多いが、平土間となる可動収納客席という選択肢もあることから、展示機能と併せて、今後のソフト事業の検討や管理運営、施設全体のバランスを考慮し判断していくものとして、課題を残すこととする。

【必要な機能例】

200 席～300 席規模のホール

ホワイエおよびこれに付属する楽屋、主催者控え室、備品庫等

（３）展示系機能

○ 多様な用途にも利用可能な 400㎡程度の展示系スペース

○ 仕 様

- ・ 展示室として、展示品の鑑賞に適した照明設備などの基本的な環境整備に加えて、可動パネル等で小さく区切って使えるような工夫や多様に利用できる機能を検討する。
- ・ 現市民会館で開催されている展示会、今後の企画展、巡回展や多様な展示などに対応できるよう検討する。
- ・ 展示室の規模に応じた備品庫が必要である。
- ・ 展示スペースにプラスして、周辺の会議室やオープンスペース、ホール系の施設も展示に対応できるような仕様を検討する。この場合、机や椅子などの備品を収納するスペースも必要である。

【必要な機能例】

絵画、書、写真、生け花などの展示のほか、展示以外の創作活動なども多用途に利用できる空間、付随する備品庫などの諸室等

（４）創造系機能・支援系機能

■ 創造系機能

- ・ 自ら演じたり演奏したり制作したりする人たちの活動の場とする。
- ・ 練習室、リハーサル室等の機能を充実させる。
- ・ 創造活動を行う場所として整備することで、発表会や鑑賞会のある日以外にも活動を行う人々が行き来し、交流し成長していくことができる場とする。
- ・ 活動拠点となるためには、大型楽器などの移動が困難なものを収納できることが必要である。

【必要な機能例】

練習室、リハーサル室、スタジオ、水場、会議室、大型楽器庫、外部倉庫等

■ 支援系機能

- ・ 文化活動や運営のサポートなど、中間支援をする人たちの活動の場、市民の芸術文化活動をサポートする空間が求められる。
- ・ 運営する組織と応援する組織とが現場の熱気を常に共有できる施設とする必要がある。
- ・ 多様性を持たせた諸室には、備品等の倉庫や収納スペースの整備が必要となる。

【必要な機能例】

創造スタッフ室、サポーター室、企画室、会議室、託児室、キッズルーム、授乳室、オープンラウンジ等

○ 今後の検討にゆだねる課題・・・アトリエ・工作室など

- ・ アトリエや工作室の整備についての意見では、専用のもをを求める意見と、多用途に使えるものを求める意見があるため併記することとする。今後のソフト事業の検討や管理運営、施設全体のバランスを考慮し判断していくものとして、課題を残すこととする。

（５）交流系機能

- ・ 歴史や文化の感じられるお城周辺のたたずまいを活かし、訪れた人びとが立ち寄りやすくリラックスできる空間や機能を整備することで、まちなかの周遊の拠点となるような工夫を行う。
- ・ 大ホールや小ホールでの公演は平日の夜間や週末に行われることが多く、公演のない平日昼間は、人の気配がない施設になりやすいことから、日頃の市民文化活動を支える創造系や支援系機能とともに、平日でもにぎわいのある施設としていくことは重要な課題である。
- ・ オープンロビーやカフェなどの交流系機能の整備により、飲食や歓談を楽しみ、芸術文化をより深く味わえるような環境を整備する。

【必要な機能例】

オープンロビー、カフェ、インフォメーション、ライブラリースペース、チケットボックス、トイレ、コインロッカールーム、自動販売機スペース、コンピュータでの情報ネットワークなど

（６）管理系機能

- ・ 施設全体として、ランニングコストやメンテナンスコストを低減できる工夫を施す。また、二酸化炭素排出量を低減させる設備機器の導入や屋上緑化等の環境負荷低減対策の積極的な採用を行う。

【必要な機能例】

事務室、救護室、事務用会議室、技術員控室、防災センター、駐車場など

VI. 管理運営について

〔※基本構想（案）全文では P24～P29〕

■ 運営体制について

- ・ 博物館や美術館、動物園などは、博物館法により「機関」であることが定められている施設であり、展示するだけでなく調査研究や教育普及を行う機関となっている。市民ホールについても、1つの機関として、社会文化機関、社会と文化の関わり、文化による社会開発をする機関を設置しようとするものである。
- ・ 文化のもたらす豊かさを市民が享受できる事業にしっかり取り組むことが文化施設の基本的な使命であるが、基本理念をふまえた事業がきちんと出来るかどうかは、運営組織のあり方やそれを支える文化予算の程度にかかってくるものである。
- ・ 市民との協働やまちづくり事業、育成系事業など、地域に根ざした施設として文化事業を市民ホールが主体となって行っていくためには、事業実施のための効率的な組織体制や専門職員の配置、それを支える財政的な裏付けが必要となる。

○ 開館前からの事業実施

- ・ 施設計画がはっきりする時期から、ワークショップやプレ事業などを先行実施することで、ノウハウや運営のイメージ、観客や発表する創造者の開拓、リサーチなどを重ねて、運営イメージや方向性を確定していくことができる。
- ・ 運営主体を早期に決定することで、運営理念の徹底した検討や運営方法、ルールづくりなどについて、運営者と行政との考え方のすり合わせ等を行うことができる。また、設計においても、実際の想定運営に沿った施設として整備していくことも可能となる。

○ 専門性の確保と市民参加とは両輪

- ・ 専門家を導入することと、市民参加は相対立するものではなく、車の両輪のように市民ホールを活性化し、まちを活性化していくには必須のものである。これからの市民ホールは、専門家だけで運営するものではなく、市民参加を得て専門家と組んで運営することで市民の芸術文化度が倍増する。

○ 運営主体について

- ・ 平成15年9月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について「指定管理者制度」が導入された。これにより民間企業や各種法人など幅広い団体の中から施設を管理する団体を指定することができるようになった。指定管理者制度の導入により施設の運営主体については、市が「直営」で行うか、「指定管理者」を指定するかのどちらかを選択することが基本となる。
- ・ 運営方式としては、直営以外で運営する場合は、一般財団法人、公益財団法人、民間事業者、株式会社、民間のNPOや新しい試みだが行政がつくるNPOを指定管理者として指定することや、前例はないが地方独立行政法人での運営なども検討することが必要である。
- ・ 最も意欲と熱意をもってミッションを遂行し、最も効率的に管理運営を担える組織はどのようなものかについて研究し決定していくものとする。

○ 今後の検討について

- ・ 管理運営の在り方については、これまで行われた「(仮称) 城下町ホール管理運営検討委員会報告書」の内容、先進ホールの取り組み状況や指定管理者制度の現状、文化財団などの運営状況などをふまえ、今後、「基本計画」において検討するとともに、最終的には実際の事業費に基づいた「管理運営計画」としてまとめていく。

1. 専門性の確保

○ 専門職員の配置

- ・ 劇場・ホールの管理運営には、一般的な施設維持管理や舞台環境の維持管理に加えて、芸術文化の振興のための事業を積極的に企画立案するとともに、市民の創造活動を支援することも求められることから、その運営者は、文化政策に対する理解や、芸術文化に関する専門知識・技術に精通していることが求められる。
- ・ 市民ホールを多様な市民活動に対応した運営と、独自に企画する自主文化事業の実施がバランス良く恒常的に展開できる場とすることが必要である。
- ・ 市民ホールなどの文化施設は「運営」から「経営」する時代となっている。採算性も問われる「経営」という視点を持つには、民間の企業経営と同様に、その経営の責任者である館長には専門家があたりるとともに、それをサポートする有能な常勤の専門スタッフを各部門に配置すること、行政や民間などとの協力体制が必要である。

○ プロデューサーや芸術監督制等の導入の検討

- ・ 多様で質の高い事業を継続的に実施するとともに、芸術的な方針や長期的なプラン、施設の個性や特徴などの大きな流れを作っていくためには、支配人、プロデューサーや技術監督など舞台芸術の専門家、キュレーターや学芸員などが運営に加わることや、芸術監督の制度の採用も有効であることから、導入の検討をする必要がある。

2. 市民が参加できる運営体制

- ・ 小田原の文化的潜在力は高い。市民ホールは市民が育てていくものであり、潜在化している市民のニーズを捉え、これまで関わりがなかった人や、若い人たちに働きかけ、創造活動に参加できるような自主文化事業を積極的に実施し、市民と協働出来る運営体制を整備することが必要である。
- ・ 昨今、食の地産地消が言われているが、文化においても市民の手で創造された文化を市民がこの地で楽しむ地産地消は大切である。市民が積極的に運営に参画できる仕組みをつくり、市民が力を出していくことで、経済やまちの活性化につなげていくことが必要である。
- ・ 活動の主たる場として、支援系機能である創造スタッフ室、会議室などが想定される。

〈運営への市民参加の事例〉

会場案内、場内アナウンス、託児サービス、ホールデコレート、機関紙発行、活動の紹介HP作成、ポスター・チラシ作成、個別事業へのサポート、作品ガイド、展示サポート、こども鑑賞教室、ピアノ弾きならし、記録撮影、ビデオ撮影、アーカイブづくり、照明・音響など裏方サポート、問い合わせデスク機能

3. 地域との連携

- ・ 市民ホールがまちの活性化、まちづくりに確実に取り組まなければ、市民ホールに対する地域や市民の評価は得ることはできない。芸術文化創造活動が市民ホールの施設内の活動だけにとどまらず、小田原のまちへと広がっていくことが必要である。
- ・ 市内の生涯学習施設、文化団体、NPO 団体、地域の商店街や自治会などを含めた「まち全体」が連携できる環境をつくり、情報提供や協力体制といったネットワークを構築していくことで、地域社会や経済の活性化につなげていくことが必要である。

- ・ 市民ホール側が施設の外に飛び出して、何かを作る・何かを起こすなど、地域に対して何ができるかが重要である。

4. 他の文化施設との連携

○ 市内の文化関連施設との連携

- ・ 地域の文化活動を支える生涯学習施設や公民館、タウンセンターや学校の社会教育開放など既存施設等と市民ホールとの機能分担や相互連携を前提として整備計画を考えていくことで、市民ホールが芸術文化の中心的な施設として位置づけられ、センターとしての役割を果たすことができる。

○ 他都市の文化施設との連携

- ・ 運営方針や規模を同じくする文化施設(文化財団等)との連携を取り、複数の施設が連携してイベント企画などを行い、質が高い公演を安価に提供するなど、スケールメリットのある連携や観客動員を高める協力体制も検討する。

VII. 景観について

[※基本構想（案）全文では P30～P31]

- ・ 景観への配慮については、「小田原市景観計画」に基づき、今後、策定する「基本計画」において具体的な方策を設計要項としてまとめていく必要がある。
- ・ 建設用地において、よりよい景観を形成するためには、建物の高さとお堀端通り沿いの空地の確保について十分な配慮が求められていることから、計画段階で十分なシミュレーションを行いながら検討していく必要がある。

○ 景観コンセプト

- ・ 歴史的・文化的資源に恵まれた三の丸地区の周辺環境を活かし、城址公園と調和した景観形成や緑化を図ることにより、小田原市のアイデンティティを高める施設とする。

（１）外観デザイン

- ・ 施設の外観デザインは、周辺の歴史の趣と緑豊かな環境と調和した落ち着いた表情を醸し出すものを採用し、地区の街並みをリードする景観形成に資するものとする。
- ・ 周辺の植栽等を含めたランドスケープデザインについて、検討する必要がある。その際、完成したときの状態ではなく、将来的な想定のもとに計画すべきである。

（２）高さ・ボリューム

- ・ 施設の高さやボリュームは、沿道側の建物の高さの抑制やボリュームを感じさせないデザインの採用により、周辺の歴史の趣と緑豊かな環境との調和と周囲への圧迫感の低減を図る。
- ・ 基本計画の中では、どこまでの高さが必要になるのか、どこまで抑えられるのか、どういう配置にすれば高さへの抵抗感が軽減されるのかといった検討が必要である。

（３）沿道空間

- ・ お堀端通り沿いの施設の前庭は、芸術文化の拠点である市民ホールへのアプローチや観客の滞留スペース、また、災害時には来場者の安全確保のための空間としての役割を果たすよう十分なスペースを確保するとともに、小田原城正規登城ルート上に位置する馬出門に正対する場として周辺の歴史の趣と緑豊かな環境に配慮したゆとりと潤いのある空間として整備する。
- ・ 前庭はお城から見たときのバッファゾーン（緩衝地帯）といった機能をもたせるとともに、施設の裏側に当たる国道 1 号側からの建物の見え方やボリューム感の軽減にも配慮し整備するものとする。

○ 施設整備と景観の関係について

- ・ ホールで演劇やオペラの上演を行えるようにするためには、フライタワーの設置が必要となり、高さを抑制することは難しい。また、高さを抑えるために、地下を利用すると工事費が高くなることとなる。さらに、要望される機能をすべて配置すると、建物のボリュームを抑えることが難しくなる。このように、充実した施設計画と景観との関係は表裏一体であり、施設計画への制約、演出への影響や、工事費・維持管理費のアップなどにも関係するものであることから、バランスを取りながら計画していく必要がある。

○ 市民ホール建設準備会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	選出区分	所属等
学識経験者・専門家	市来 邦比古	舞台技術	(財)せたがや文化財団 技術部長
	◎(1) 近江 哲朗 (平成22年3月31日退任)	ホール計画	劇場コンサルタント A. T. Network 代表
	勝又 英明	学識経験者	東京都市大学教授
	桑谷 哲男	管理運営	杉並芸術会館「座・高円寺」支配人
	◎(2) 桧森 隆一	学識経験者	嘉悦大学副学長
文化団体代表者等	○ 大森 文恵	小田原駅・小田原城周辺 まちづくり検討委員会委員	
	小笠原 清	三の丸地区景観	小田原城郭研究会代表
	府川 貢 (平成22年3月31日退任)	展示部門	小田原市文化連盟
	齊藤 皿郎 (平成22年4月1日就任)		
	関口 秀夫	演劇部門	
横川 忠	音楽部門		

* ◎(1)は平成21年度の委員長、◎(2)は平成22年度の委員長、○は副委員長

○ 検討経過

- 第1回会議 平成21年 12月 8日(火)
- 第2回会議 平成22年 1月12日(火)
- 第3回会議 平成22年 2月 8日(月)
- 第4回会議 平成22年 3月 8日(月)
- 第5回会議 平成22年 4月26日(月)
- 第6回会議 平成22年 5月26日(水)
- 第7回会議 平成22年 7月 2日(金)
- 先進施設視察 平成22年 7月 5日(月) 成城ホール/世田谷パブリックシアター
- 施設見学会 平成22年 7月28日(水) 「生涯学習センターけやき」(ホール等)
- 第8回会議 平成22年 7月28日(水)
- 先進施設視察 平成22年 8月 2日(月) 座・高円寺/横浜市民ギャラリーあざみ野
- 第9回会議 平成22年 9月 1日(水) 「市民との意見交換会」
- 施設見学会 平成22年 10月 1日(金) 「川東タウンセンターマロニエ」(音の創作室等)
- 第10回会議 平成22年 10月 1日(金)
- 先進施設視察 平成22年 10月 4日(月) めぐろパーシモンホール/鎌倉芸術館
- 第11回会議 平成22年 10月25日(月)
- 第12回会議 平成22年 11月 8日(月)